

福岡市集会施設補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市内における地域住民の福祉の向上に寄与するため、住民が設置する集会施設の新築・購入、増築・改築、修繕、借上、又は会議室等借上（以下「新築等」という。）に要する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会施設 一定地域の住民が主として当該地域住民の集会等の用に供するため自ら設置する施設をいう。ただし、福岡空港周辺集会施設整備事業補助金交付要綱（昭和54年10月4日経済局長決裁）に基づく補助金の交付を受けて設置されたものを除く。
- (2) 自治組織 地域住民で組織される町内会、自治会等の団体をいう。
- (3) 新築 新たに建物を建築又は全面建替すること。
- (4) 購入 新たに施設を設置する場合に建物を買収すること。
- (5) 増築 既存の建築物の延べ床面積（各階の床面積を合計した面積をいう。）を増加させることをいう。
- (6) 改築 建築物の機能を高めるための改造（その一部を除去し、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること、また、耐震補強を行うこと）であって、延べ床面積の増加を伴わないものをいう。
- (7) 修繕 建築物の維持を目的とした大規模な補修であって延べ床面積の増加を伴わないものをいう。
- (8) 借上 建築物を1年以上の期間、有償で借り上げをいう。
- (9) 会議室等借上 有料貸会議室等を日または時間単位で借り上げをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 自治組織が集会施設の新築等を行う場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するときは、当該自治組織に対し予算の範囲内で集会施設の新築等に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。なお、補助金の交付を受けようとする自治組織は、公募により募集するものとする。

- (1) 新築・購入
 - ア 集会施設の設置目的が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。
 - イ 集会施設の延べ床面積が原則として40平方メートル以上であること。
 - ウ 集会施設の用に供する土地について当該自治組織が権原を取得していること。
 - エ 集会施設の新築・購入について当該自治組織の構成員の3分の2以上の同意があること。
 - オ 必要な資金の積立ての実績があること。
- (2) 増築・改築
 - ア 集会施設の設置目的が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。
 - イ 集会施設の延べ床面積が原則として40平方メートル以上であること。
 - ウ 当該建築物について当該自治組織が所有していること。また、集会施設の用に供する土地について当該自治組織が権原を取得していること。
 - エ 集会施設の増築・改築について当該自治組織の構成員の3分の2以上の同意があること。

と。

オ 必要な資金の積立ての実績があること。

カ 集会施設の設置からの経過年数（当該建築物の新築時から購入時までの経過年数を加えた年数）が10年以上であること。ただし、災害その他特殊な事情がある場合はこの限りではない。

キ 増築・改築に要する費用の総額が120万円以上であること。

ク 耐震改修工事を行うにあたっては、木造の場合は2階建て以下のものであり、耐震診断の結果、上部構造評点が建物全体で1.0以上となる耐震改修工事又は1階部分が1.0以上になる工事を行うこと。

ケ 耐震改修工事を行うにあたっては、非木造の場合、耐震診断の結果、構造耐震指標 I_s 値が0.6以上となる工事を行うこと。

(3) 修繕

ア 集会施設の設置目的が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。

イ 集会施設の延べ床面積が原則として40平方メートル以上であること。

ウ 当該建築物について当該自治組織が所有していること。また、集会施設の用に供する土地について当該自治組織が権原を取得していること。

エ 集会施設の修繕について当該自治組織の構成員の3分の2以上の同意があること。

オ 必要な資金の積立ての実績があること。

カ 集会施設の設置からの経過年数（当該建築物の新築時から購入時までの経過年数を加えた年数）が10年以上であること。ただし、災害等の不可抗力により集会施設を毀損した場合については、この限りではない。

キ 修繕に要する費用の総額が80万円以上であること。

ク 屋根、建築構造体、外壁、内装又は建築設備の全部又は一部の修繕であること。

(4) 借上

ア 集会施設の借上目的が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。

イ 借上施設の延べ床面積が20平方メートル以上であること。

ウ 集会施設の借上実施について当該自治組織の構成員の3分の2以上の同意があること（2回目以降の申請については借上に関する予算が自治組織で承認されていること）。

エ 集会施設の規模及び設備が、集会の開催または自治組織の事務室として適切なものであること。

オ 借上料の額が1年を単位として設定されているものであること（借上料の額を1年当たりの額に換算できるものを含む。）。

(5) 会議室等借上

ア 会議室等の借上目的が当該地域住民の福祉の向上に寄与するものであること。

イ 会議室等借上の実績が利用申込書、契約書等で確認できるものであること。

（補助対象経費）

第4条 新築等に要する費用のうち、次に掲げるものを除いた費用について、補助金の交付対象とする。

(1) 土地の買収、借地（借上を行う場合を除く）又は整地等に要する経費

(2) 備品購入費及び事務費

(3) 仮設的な工作物等耐用年数が短期間のものの設置に要する経費

(4) 植栽に要する経費

- (5) 借上にかかる敷金、権利金、謝金その他借り上げ当初に支払うことを要する金銭及び共益費等管理に要する費用。
- (6) 会議室等借上にかかる音響機器等の付帯設備使用料。
- (7) 別途要領で定める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表の規定により計算して得られる額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治組織の代表者は、会議室等借上の場合を除き、補助金の交付を申請しようとする日の属する年度の前年度の8月末日までに、次に掲げる書類を添付して集会施設計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、災害等の不可抗力により集会施設が毀損した場合その他の市民局長が認めるときは、この限りではない。

- (1) 自治組織の規約及び役員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする自治組織の代表者は、集会施設の新築等に着手する前に次に掲げる書類を添付して集会施設補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。又、すでに借上げている場合についても同様に集会施設補助金交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

(1) 新築・購入

- ア 集会施設の新築等に係る収支予算書(様式第2-1号)
- イ 工事費見積明細書、設計図書及び工程表（購入を行う場合にあっては建物平面図）
- ウ 集会施設の現況写真
- エ 集会施設の用に供する土地について権原を取得していることを証する書類
- オ 自治組織の構成員の3分の2以上の同意を得ていることを証する書類
- カ 集会施設の新築等に必要な資金の積立ての実績を証する書類
- キ ア～カに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 増築・改築、修繕

- ア 集会施設の新築等に係る収支予算書(様式第2-1号)
- イ 工事費見積明細書、設計図書及び工程表
- ウ 集会施設の現況写真
- エ 集会施設の用に供する土地について権原を取得していることを証する書類
- オ 自治組織の構成員の3分の2以上の同意を得ていることを証する書類
- カ 集会施設の新築等に必要な資金の積立ての実績を証する書類
- キ 当該建築物の登記簿謄本
- ク 耐震診断結果が確認できる書類 ※耐震改修工事を行う場合
- ケ 耐震補強計画が確認できる書類 ※耐震改修工事を行う場合
- コ ケに要する金額を確認できる見積書（自由様式。ただし建設会社等の押印があるもの。）
※耐震改修工事を行う場合
- サ ア～コに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(3) 借上

- ア 集会施設の新築等に係る収支予算書(様式第2-1号)

- イ 集会施設の現況写真
- ウ 賃貸借契約書の写し
- エ 自治組織の構成員の3分の2以上の同意を得ていることを証する書類(2回目以降の申請については借上に関する予算が承認されていることを証する書類)
- オ ア～エに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(4) 会議室等借上

- ア 集会施設の新築等に係る収支予算書(様式第2-1号)
- イ 会議等実施計画書(様式第2-2号)
- ウ 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- エ 交付申請については年間分をまとめて申請することとし、申請回数は1自治組織につき年1回とする。

2 前項第1号から3号までにかかる申請書を提出しようとする者は、前条に定める集会施設計画書を提出していなければならない。

(暴力団の排除)

第7条の2 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請しようとする自治組織の代表者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は補助事業を行う者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名(フリガナを付したものを)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定をし、その旨を当該申請を行った自治組織の代表者に対して集会施設補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による補助金の交付の決定に条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定による申請が多数である場合においては、過去の補助金交付状況等を考慮して補助金交付を決定することがある。

(工事着手の届出)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた自治組織(以下「被交付決定自治組織」という。)の代表者は、新築、増築・改築又は修繕の工事に着手したときは遅滞なくその旨を工事着手届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、被交付決定自治組織が行う行為が新築又は、都市計画区域内の10平方メートルを超える増築であるときは、当該被交付決定自治組織は、同項の工事着手届に当該集会施設に係る建築確認済証の写しを添付しなければならない。

(計画の中止等)

第 10 条 被交付決定自治組織は、集会施設の新築等の計画の中止又は変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その理由を付し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 被交付決定自治組織は、集会施設の新築等の計画を廃止しようとするときは、その理由を付し、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 11 条 被交付決定自治組織の代表者は、集会施設の新築等が完了したときは、次に掲げる書類を添付して集会施設実績報告書(様式第 5 号)により市長に報告しなければならない。

(1) 新築・購入

ア 集会施設の新築等に係る収支決算書(様式第 5-1 号)

イ 請負業者等からの工事請負代金の請求書の写し

ウ 施設の設置及び運営に関する規約

エ 工事の記録写真

オ ア～エに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 増築・改築、修繕

ア 集会施設の新築等に係る収支決算書(様式第 5-1 号)

イ 請負業者等からの工事請負代金の請求書の写し

ウ 工事の記録写真(耐震改修工事を行う場合は、当該箇所の記録写真含む)

エ 施工後の耐震診断結果が確認できる書類 ※耐震改修工事を行った場合

オ ア～エに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 借上

ア 集会施設の新築等に係る収支決算書(様式第 5-1 号)

イ 借上料を支払ったことを証する書類

ウ 施設の設置及び運営に関する規約(2 回目以降の実績報告時は不要)

エ 集会施設利用状況報告書(様式第 6 号)

オ ア～エに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 会議室等借上

ア 集会施設の新築等に係る収支決算書(様式第 5-1 号)

イ 借上料を支払ったことを証する書類、会議室等の利用申込書等(借上金額のわかるもの)または賃貸借契約書の写し

ウ 会議等実施報告書(様式第 5-2 号)

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容が補助金交付の決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を被交付決定自治組織の代表者に対して集会施設補助金確定通知書(様式第 7 号)により通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第 13 条 市長は、前条の規定による通知後に、被交付決定自治組織の代表者からの適法な請求

により速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた被交付決定自治組織の代表者は、補助金の交付を受けた日から起算して 14 日以内に補助金の使途を証する書類その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第 14 条 補助を受けた自治組織の代表者は、借上及び会議室等借上の場合を除き、補助を受けた年度の翌年度から 5 年度にわたって、年度末に集会施設利用状況報告書（様式第 6 号）により、当該補助に係る集会施設の利用状況を市長に報告しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、被交付決定自治組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 市長の承認を得ずに集会施設の新築等の計画を中止又は変更（軽微な変更を除く。）をしたとき。
 - (4) 第 8 条第 2 項に規定する条件に違反したとき。
 - (5) 第 10 条各項に規定する届出等があったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の取消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の交付期間等の制限)

第 16 条 新築・購入に係る補助金を受けた自治組織については、当該補助金の交付を受けた日から 20 年間（木造以外の集会施設にあつては、市民局長が定める標準耐用年数にあたる期間）は、新たに新築・購入に係る補助金の交付を受けることができない。ただし、災害等不可抗力により施設が滅失した場合はこの限りでない。

- 2 増築・改築に係る補助金を受けた自治組織については、当該補助金の交付を受けた日から 10 年間は、新たに増築・改築に係る補助金の交付を受けることができない。ただし、災害等その他特殊な事情がある場合についてはこの限りでない。
- 3 修繕に係る補助金を受けた自治組織については、当該補助金の交付を受けた日から 10 年間は、新たに修繕に係る補助金の交付を受けることができない。ただし、災害等の不可抗力により集会施設を毀損した場合についてはこの限りでない。
- 4 自治組織が借上に係る補助金を受けることができる回数は、最初の当該補助金交付を受けた年度以降通算 16 回とする。ただしこの間、毎年補助金交付申請を行うものとする。なお、この回数について補助金を交付することを当然に認めるものではない。

(補助金の併用)

第 17 条 購入時に増築・改築、修繕を行う場合は、これらの補助金の交付申請を一括して行うことができる。この場合において、それぞれの補助金の額は別表に規定する補助限度額の範囲内とし、その合計額は 800 万円以内とする。

- 2 増築・改築に修繕を含めて補助金申請をすることができる。ただし、増築・改築の補助限度

額である 200 万円の範囲内とし、修繕にかかる部分の補助限度額は 100 万円とする。この場合の修繕については、第 3 条 3 号キ及び第 16 条第 3 項の規定は適用しない。

(書類の経由)

第 18 条 この要綱の規定により市長に申請書等を提出するときは、当該自治組織の所在する区の区長を経由するものとする。

(規定外の事項)

第 19 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

(委 任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 16 年 7 月 15 日から施行する。

(福岡市集会施設設置補助金交付要綱等の廃止)

2 福岡市集会施設設置補助金交付要綱（昭和 53 年 9 月 1 日市民局長決裁）及び福岡市集会施設改修補助金交付要綱（平成 12 年 7 月 1 日市民局長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の要綱によって、廃止前になされた補助金の申請、交付手続については、本要綱により申請、交付されたものとみなす。但し、第 14 条についてはこれを適用しない。

4 第 6 条の規定は、平成 16 年度に増築・改築、借上の補助金の交付申請を行うものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 7 月 15 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 6 条の規定は、平成 26 年度に限り、新たに第 3 条第 4 号に掲げる借上の要件に該当することにより補助金の交付申請を行うものについては、適用しない。

3 この要綱の有効期限は平成 29 年 3 月 31 日までとする。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断された場合は、

これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は平成33年3月31日までとする。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断された場合は、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は令和7年3月31日までとする。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断された場合は、これを延長することができる。

別 表

補 助 金 の 交 付 基 準

(1) 新築・購入の場合

補助の種類	補助限度額	建築費等による補助積算額	基準単価による補助積算額	
新築・購入	800万円	建築費又は 購入価格の 1/2 但し寄附金等 控除	新築	基準単価×延べ床面積×1/2 +スロープ建築費×1/2
			購 入	基準単価×延べ床面積×残存率※×1/2 ※残存率=(標準耐用年数-経過年数)/標準耐用 年数

(2) 増築・改築，修繕又は借上の場合

補助の種類	補助限度額	建築費等による補助積算額	
増築・改築	200万円 (290万円)	増築・改築費の1/2 ※耐震化工事も併せて行い，総工事費の1/2により算出する 補助積算額が限度額200万円を超える場合は90万円を限 度に加算 但し寄付金等控除	
修 繕	100万円	修繕費の1/2	但し寄附金等控除
借 上	50万円	年間家賃の1/2	

(3) 会議室等借上の場合

補助金の額は，会議室等借上料総額の2分の1で1自治組織につき，年額2万円を限度とする。

【備 考】

- 1 新築・購入にあつては補助限度額，建築費等による補助積算額，基準単価による補助積算額，増築・改築，修繕又は借上にあつては補助限度額，建築費等による補助積算額のいずれか低い額を限度とする。
- 2 集会施設の設置に関して市民局長が定める寄付金等があり，当該寄付金等が集会施設の建築費に充てられるときは，当該建築費から当該寄付金等を控除した残額を建築費とする。増築・改築，修繕についても同様とする。
- 3 基準単価とは，補助金算定上の延べ床面積1平方メートル当たりの集会施設の建築費をいう。
- 4 基準単価の額は，市民局長が定める。
- 5 標準耐用年数とは，木造の建物であつては20年とし，木造以外の建物にあつては，市民局長が定める年数をいう。
- 6 経過年数とは，建物を建築したときから建物を購入したときまでの通算年数をいう。
- 7 年度中途の借上の場合は，借上開始から年度末までの家賃を年間家賃とする。
- 8 分譲集合住宅の入居者が共有する集会施設に対する購入，借上の補助金は次のとおり算定する。 建築費等による補助積算額=購入価格(寄付金控除)又は年間家賃
× {1 - (当該分譲集合住宅の総世帯数/当該自治組織の総世帯数)} × 1/2
- 9 増築・改築における耐震化費用の加算については，工事を伴わない耐震診断のみの場合は対象外。

(様式第1号)

集 会 施 設 計 画 書

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団 体 名

住 所

代表者職・氏名

(電話番号 ー)

福岡市集会施設補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けて集会施設の新築等をした
いので関係書類を添えて次のとおり提出します。

集会施設の名称			
設置等の種別	新築・購入	増築・改築	修繕 借上
所在地			
所有者 住所・氏名	(土地)	(権利の状況～ 所有・購入予定・賃借) (面積)	
	(建物)		
建築年月日	年 月 日 (新築、借上は記入不要)		
着工・借上予定	年 月 日	しゅん工予定	年 月 日
建築物の構造			
	面 積	用 途	
1 階			
2 階			
計			
増築・改築 修繕内容	(増改築面積)		

予 算 の 概 要	収 入		支 出	
	項 目	金 額	項 目	金 額
	計		計	

設置付近の見取図

	町 名	人員（世帯数）	摘 要
自治組織を構成する町名 及び人員 (年 月 日現在)			

添付書類 (1) 自治組織の規約及び役員名簿

(2) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

* 補助金交付実績（区記入欄）

(様式第2号)

集会施設補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

団 体 名

住 所

〒

代表者職・氏名

性 別

生 年 月 日

電 話 番 号

福岡市集会施設補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 集会施設の名称(会議室等借上の場合は記載不要)
- 2 補助金交付申請額
- 3 補助金の種類 (新築・購入) (増築・改築) (修繕) (借上) (会議室等借上)

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

(様式第2-1号)

集会施設の新築等に係る収支予算書

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
福岡市集会施設補助金			
計			

(様式第2-2号)

会議等実施計画書

借上施設名称

所在地

借上料支払先

借上料

円

(単位:円)

会議等実施予定日	借上料(予定額)	会議等の内容
合 計		

(様式第3号)

集会施設補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付をもって、申請のあった集会施設補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助内示金額

2 補助金の種別 (新築・購入) (増築・改築) (修繕) (借上) (会議室等借上)

3 補助条件

- (1) 福岡市補助金交付規則及び福岡市集会施設補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 新築・購入の場合、集会施設は当該施設の建設のときから 年を経過するまでの間は処分してはならない。
- (3) 借上、会議室等借上の場合、転貸をしないこと。

(様式第4号)

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

(あて先) 福 岡 市 長

団 体 名

住 所

代表者職・氏名

(電話番号 —)

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受け
ました集会施設の新築等につきましては、下記のとおり工事に着手しましたので届け出ます。

記

1 工事着手年月日 年 月 日

2 工事請負人の住所
及 び 氏 名

添 付 書 類

建築確認通知書の写し

(様式第5号)

集会施設実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体名

住所

代表者職・氏名

(電話番号 ー)

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けました集会施設の新築等につきましては、工事・購入・借上・会議室等借上 が完了しましたので関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 集会施設の名称(会議室等借上の場合は記載不要)
- 2 工事等完了年月日 年 月 日
- 3 集会施設使用開始 年 月 日(会議室等借上の場合は記載不要)
(予定)年月日

(様式第5-1号)

集会施設の新築等に係る収支決算書

(単位:円)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
福岡市集会施設補助金			
計			

(様式第5-2号)

会 議 等 実 施 報 告 書

借上施設名称

所 在 地

借上料支払先

借 上 料

円

(単位:円)

会議等実施日	借上料	会議等の内容
合 計		

(様式6号)

集会施設利用状況報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

団体名

住所

代表者職・氏名

(電話番号 ー)

集会施設の名称	
---------	--

年 月 ~ 月

月	利用日数	利用件数	利用人数	備考
4	日	件	人	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

*新築・購入、増築・改築、修繕の場合は、集会施設の収支を記した書類を添付して下さい。

(様式第7号)

集会施設補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付の集会施設実績報告書により補助金の額を下記のとおり確定した
ので通知します。

記

補助確定金額